

阿須山中土地有効活用事業について（回答）

5月1日、貴加治丘陵の自然を考える会・飯能の皆様においては、飯能市長宛てに、7, 216筆の署名とともに、『飯能市阿須山中土地有効活用事業』に関する質問書を提出されました。

本市では、「飯能市阿須山中土地有効活用事業」につきまして、市民の皆様の代表である飯能市議会議員の皆様からのご意見、ご提案など様々な議論を踏まえ、市内でも十分に検討した上、地元住民の皆様からのご意見も頂戴しながら、実施に向け進めているところです。

つきましては、貴会からの質問に対しまして、今までの経緯、本事業に関する基本的な考え方などを加え回答させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 阿須山中公共用地買戻しの経緯について

阿須山中公共用地（以下「阿須山中」という。）は、本市が飯能市土地開発公社（以下「公社」という。）に依頼して、昭和51年度から平成4年度にかけて先行取得した岩沢地内、阿須地内の公共用地約45haのうちの約17haにあたる土地になります。

この先行取得した公共用地の大半は、阿須山中も含め岩沢地区の住民の共有地となっており、その権利等をめぐって共有者間で民事訴訟が提訴されるような状況にありました。

本市では、阿須山中を除く周辺公共用地については既に公社から買戻しを行い、昭和58年4月には阿須運動公園を開園し、昭和62年5月には飯能市民体育館を開館し、平成5年5月には飯能市民球場を開場し、平成9年7月にはトーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園を開園し、本市のスポーツ・レクリエーションゾーン、文教ゾーンとしてそれぞれ整備してまいりました。しかし、阿須山中については、有効な利活用方策が見いだせず、買戻しをするには至っておりませんでした。

公社については、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和48年9月に設立された団体です。土地開発公社とは、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得、造成その他の管理等を行うことを目的に地方公共団体が100%出資して設置される団体で、地方公共団体等の依頼に基づく公共用地等の先行取得、地方公共団体等が再取得するまでの間の当該用地の管理等を行うことを役割としています。

全国の土地開発公社をめぐっては、いわゆる平成景気以降（バブル景気崩壊

以降)、地価の下落により土地の先行取得の必要性が低下するとともに、経済情勢の悪化により、先行取得した公共用地が塩漬けとなり金融機関からの借入金の返済が大きな課題となっていました。

そのため、国では、平成11年度以降、全国の土地開発公社の経営健全化を図ることを急務として取り組み、全国の土地開発公社では、第1次経営健全化計画（平成13年度から17年度までの5か年計画）、第2次経営健全化計画（平成18年度から平成22年度までの5か年計画）を策定し経営の健全化に努めてまいりました。

本市においても、公社の経営が一層深刻な状況となってきたことから、平成24年度に「平成33年度（令和3年度）までに保有土地を処分し、平成34年度（令和4年度）に解散を目指す。」ことを基本方針とした「飯能市土地開発公社の経営健全化計画」を策定し、平成24年度に保有している土地255,365.60㎡、簿価34億8千3百万円を平成33年度（令和3年度）までにすべて処分することといたしました。（別紙1「飯能市土地開発公社の経営健全化計画」を参照。）

処分する保有土地については10箇所ありましたが、そのうち阿須山中が地積の67%、簿価の56%と大半を占めていたため、それを処分することが急務でありました。

そのため、本市では、「埼玉県ふるさと創造貸付金」を活用し、平成24年度からの10年間で約20億円かけて公社から買い戻すこととしました。なお、「埼玉県ふるさと創造貸付金」の貸付条件として、貸付時点で買い戻す公共用地の利活用方策が明確でない場合は、買戻し後10年間のうちに利活用方策を検討することとされました。

2 阿須山中土地有効活用事業者公募の経緯について

阿須山中の利活用方策については、暫定的に自然公園としながらも買戻し後10年間のうちに検討することとし、買戻しについては、平成24年度から毎年度、土地の取得に関する議案と、その取得費用として2億円を計上した予算案を飯能市議会に提出し、ご議決（可決）いただきながら、令和元年度までに16億円をかけて約17ha分のうち約12ha分の土地を買い戻してきたところです。

阿須山中の利活用方策については、これまでも市議会において一般質問を通じて、バーベキュー場、キャンプ場、墓地、霊園などの利活用方策のほか、民間事業者からの提案を求めることなどの提案がされてきたところです。（別紙2「飯能市議会会議録抜粋（阿須山中関係）」を参照。）

また、阿須山中の買戻しに係る土地の取得に関する議案、その取得費用を計上した予算案、さらには予算を執行し買い戻した後の決算の認定における議

案質疑においては、自然公園では取得目的がはっきりしない、使用目的のない土地の取得は認められない、市民が納得するような事業ではないなどのご指摘もいただいていた。 (別紙2「飯能市議会会議録抜粋(阿須山中関係)」を参照。)

さらに、地方創生の観点から、民間活力、斬新なアイデアを取り入れ、阿須山中の土地を活用すべきとのご指摘もいただきました。 (別紙2「飯能市議会会議録抜粋(阿須山中関係)」を参照。)

この間、本市では、「飯能市行政改革・財政健全化実施計画(平成28年度～32年度)」において、PPP/PFIの研究と活用の推進をすることとしており、民間事業者と連携を図り、効率的・効果的な公共サービスを提供する仕組みの研究を行うとともに、「飯能市公共施設等総合管理計画」においては、民間活力の導入や未利用資産の処分(売却、賃貸借、利活用等)などを掲げました。 (別紙3「飯能市行政改革・財政健全化実施計画(平成28年度～32年度)」、別紙4「飯能市公共施設等総合管理計画」を参照。)

これらの計画等に基づき、民間との連携により民間活力、ノウハウ、斬新なアイデア等を幅広く取り入れ、本市が所有する土地及び建物(以下「市有資産」という。)を積極的に有効活用するため、市有資産を対象とした提案制度として「飯能市市有資産に関する民間事業者提案制度」を平成29年度に創設し、飯能市議会での一般質問、議案質疑等も踏まえ、この制度を活用して阿須山中の利活用方策を検討していくこととしました。 (別紙5「飯能市市有資産に関する民間事業者提案制度ガイドライン」を参照。)

その結果、平成29年10月に「阿須山中土地有効活用事業者公募要領」を作成、公表し、阿須山中の利活用方策について自然公園に限定することなく、地方創生の観点から広く民間事業者からの提案を求め、有効な土地利用を図ることとしました。 (別紙6「阿須山中土地有効活用事業者公募要領」を参照。)

なお、本提案制度については、他にトーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園に建設したカフェの運営事業者を選定する際にも活用しました。

3 阿須山中土地有効活用事業に関する本市の基本的な考え方について

本市では、「阿須山中土地有効活用事業」として、阿須山中を本市の貴重な資産とみなし、民間活力による土地利用計画の提案を幅広く求め、優れた土地利用計画を提案する事業者に当該土地を貸し付けることで、新たな財源の確保や財政負担の軽減を図りながら、本市の地方創生の取組をさらに推進することを目的とし、関係法令を順守し、対象土地の全部を活用した、本市の地方創生に資する、現実的で継続可能な事業を、事業者自らの責任と費用負担により実施するための提案を募集し、提案の内容及び事業者の経営基盤等を総合的に審査し、最優秀提案事業者を選定することとしました。

本市では、提案に当たっての基本的な考え方として、①土地の全部を活用した提案、②地方創生に向けた取組である提案、③安定した持続可能な運営、④環境への配慮、⑤事業者の責任、⑥土地賃借料の6項目を示し、その中でも特に「地方創生に向けた取組である提案」を重点にしました。

本市が地方創生に向けた取組である提案を重点にした理由は、平成26年5月、日本創成会議人口減少問題検討分科会において、本市が消滅可能性都市の一つに位置付けられたことに端を発しています。本市では、直ちに消滅可能性都市からの脱却を目指した取組を開始し、7月には人口問題対策本部を設置し、9月には飯能市地域創生会議を設置し、平成27年2月には「飯能市地域創生プログラム」を策定しました。(別紙7「飯能市地域創生プログラム」を参照。)

さらに、平成28年3月には、“変える10年！変わる10年！飯能市から始まる日本の創生”をキャッチフレーズとした「第5次総合振興計画基本構想・前期基本計画」を策定し、定住人口8万人、交流人口480万人をKPI(重要業績評価指標)として定め、4つのシンボルプロジェクトを中心にまちづくりを進めていくこととしました。(別紙8「第5次飯能市総合振興計画基本構想・前期基本計画」を参照。)

地方創生とは、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指すものであり、まち・ひと・しごと創生基本方針2017では、各分野の施策として、①しごとをつくり、安心して働けるようにする、②新しいひとの流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する、といった4項目を掲げ、主な具体的事業として、結婚・出産又は育児について希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業、移住及び定住の促進に資する事業、観光の振興、農林水産業その他の産業の振興に資する事業、その他、地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業などと示されています。

(別紙9「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」を参照。)

また、手続・費用負担については、関係法令、飯能市環境保全条例並びに飯能市開発行為に関する指導要綱等を順守することとし、本公募で行う審査は、関係法令等に基づく許認可等の可否について実施するものではなく、また提案された土地利用計画の実現性を保証するものでもありません。そして、提案事業の実施に必要な手続等は、事業者自らの責任及び費用負担により行うこととしました。(別紙6「阿須山中土地有効活用事業者公募要領」を参照。)

これらのことから、事業の実施に向け許認可が必要な手続において許認可されなかった場合には、当然に提案事業を実施することはできなくなります。

審査に当たっては、審査の基準について、提案審査項目として①基本方針、②提案内容、③持続可能な管理運営、④土地賃借料の4項目を設定し、それに

加点項目として⑤経営健全事業者加点を加えた5項目を設定することとし、①から④までいずれかが「0点」であった提案については失格としました。

さらに、本提案事業の目的は、あくまでも地方創生に向けた取組である提案を募集することにあることから、提案内容が本市の地方創生に資する提案であるかどうかを特に重視した審査基準とし、その配点を高く設定することで、例えば、どんなに高額な土地賃借料を提案したとしても、またどんなに経営状況が健全な事業者が提案したとしても、地方創生に資する取組としての評価が低い提案は高得点をとることがないようにするとともに、総合得点により審査することとしました。

なお、経営健全事業者加点については、応募に際して、「経営が健全性を欠くと認められる者（直近3年間の決算が債務超過、純損失、キャッシュフロー赤字の全てに連続して該当する状況）は応募することができない」こととし、一定の応募制限をかけていることから、その応募制限をクリアした事業者に対し、その財務状況に応じて加点する審査項目として設定したものです。

4 最優秀提案事業の概要について

まず、最優秀提案事業者である一般社団法人飯能インターナショナル・スポーツアカデミー（以下「アカデミー」という。）は、アルゼンチン共和国の世界的サッカークラブで、アルゼンチン共和国で最も成功したサッカークラブの一つであり、数多くの世界的なトッププレイヤーを輩出している“BOCA JUNIORS”（ボカ・ジュニアーズ、1905年4月創設）のクラブエンブレムやその選手育成システム等のライセンス（使用権）を有し、すでに市内を拠点にサッカークラブのほか、バレエスクール、ダンススクールをスポーツアカデミーとして運営しています。

サッカースクールにおいては、U-15ジュニアユース卒団後にJリーグ下部組織、国内のサッカー強豪校に選手を送り出すなどの実績を挙げています。また、令和元年度には、埼玉県クラブユースサッカー連盟に正式加盟が承認され、U-14ジュニアユースは同連盟が主催するU-14サッカー選手権サテライトトーナメントにおいて決勝進出を果たし、第2位の成績を残しました。

しかし、アカデミーには、これらの活動の拠点となる専用のサッカーグラウンドがなく、何とか練習場所を確保するため、市内等のグラウンド等を転々としていました。こうして活動を続けている中、本市の提案事業のことを知り、市内の子ども達、子育て中の親達に、この飯能の地から、世界に羽ばたくサッカー選手を目指す夢を抱いてもらいたいという思い、また、何とか飯能市のために役立ちたいという思いから応募したと伺っています。

次に、最優秀提案事業者による提案事業内容については、阿須山中にBOC

A専用サッカーグラウンドを整備し、前述の世界的サッカークラブの選手育成プログラムを活用し、飯能の地から世界に羽ばたくサッカー選手の育成を通じた人材育成や郷土愛の醸成、シティプロモーションを進めるもので、サッカーを通じた青少年の健全育成を目的としています。

ボカ・ジュニアーズの選手育成プログラムは、「BOCAトレーニングメソッド」として、世界的なサッカー選手として必要となるスキルを32種類に分け、スクール生に配信されるトレーニングに関する動画、解説を見て、自分なりに準備をした上で、スクールにおいてアルゼンチン共和国から派遣されたコーチにより専門的なトレーニング、指導を受けることを基本としています。

そして、これを実現するため、阿須山中にBOCA専用サッカーグラウンドを建設するとともに、その建設に必要な開発コストとクラブの運営に必要な運営コストを調達するために、付帯事業として太陽光発電事業を実施するものです。

その他、飯能市民、スポーツ少年団、クラブチーム等に対しても、グラウンドを貸し出していくこととしています。

これらの提案内容については、全て市有資産を有効活用し、民間事業者の責任と負担によって実施されるものであります。

なお、この事業によって生じる市の自主財源には、現時点において年間120万円の賃貸借料の納付のほか、一部の事業用設備である償却資産に係る固定資産税の納税を見込んでいます。

5 事業の進捗状況について

本提案事業は、阿須山中を本市の貴重な資産とみなし、民間活力による土地利用計画の提案を幅広く求め、優れた土地利用計画を提案する事業者に当該土地を貸し付けることで、新たな財源の確保や財政負担の軽減を図りながら、本市の地方創生の取組をさらに推進するために実施するもので、事業者はその趣旨を十分理解し、それらを実現するために、主体となって取り組んでいるものです。

サッカーグラウンド及び付随する太陽光発電施設等の工事については、工事に着手する事前手続として、飯能市開発行為に関する指導要綱に基づく事前協議を実施したほか、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の認定（経済産業省）を受け、東京電力株式会社との接続契約を締結し、事業内容等について、地元住民の皆様にも説明会を開催し、ご理解、ご協力をいただきながら、事業実施に向け各種手続を進めているところです。

その他、過去においては、市議会でも取り上げられ、阿須山中にオフロードバイクが入ることもしばしばあり、バイクの進入を防ぎ、バーベキュー場やキ

キャンプ場、自然体験の場として整備してはどうかとのご提案があり、現在でも、地元住民の皆様からは、マウンテンバイクなどが走り回り、大変危険、迷惑しているとお話があることも聞いております。

このように当時から、そして今も近隣にお住いの皆様方にとって安全が脅かされ、頭を悩ませている問題となっておりました。(別紙2「飯能市議会会議録抜粋(阿須山中関係)」を参照。)

この問題に対し、本提案事業とは別事業として、狭隘な市道を利用せず事業用地へ進入できる、地域の皆様の利便性にも資する進入路の整備が地域住民や近隣土地所有者様のご理解、ご協力により進められています。

この道路の整備については、阿須山中の近隣で事業を行っている事業者有志等により阿須地区の活性化のために立ち上げられた組織が、自らの費用をもって行うものであり、この道路の整備についても本市の費用負担はございません。近隣住民の皆様からは、この道路の整備により、これまでうっそうとしていた木々が適切に伐採され、日照や防犯といった住環境面でも改善が図られるといったご意見が自治会を通じて届いております。

6 自然保護、環境保護に関する基本的な考え方について

世界規模で地球温暖化防止、自然・環境破壊防止などが叫ばれている今日において、本市においても自然保護、環境保護を否定するような考えは全くありません。

本市は、古くから緑と清流に恵まれた地域であり、森林と人とが豊かな関係を築き、特に林業とともに「まち」を発展させ、人々の暮らしを豊かにしてきた歴史があります。これは、行政面積の75%を占めている森林のうち82%が人工林で占められていることから明確であると言えます。

本市では、平成17年4月1日、森林文化都市宣言を行いました。その宣言の内容は、「飯能市は、首都圏にあって奥武蔵の豊かな自然に恵まれたまちであり、その歴史・文化、人々の情感は、森林とともに育まれてきました。人々が森林とのふれあいを通じて心身ともに森林の恵みを楽しみ、環境との調和や資源の循環利用を生活の中で生かしていくことが求められる時代にあって、本市では、森林資源を活用し、新たな森林文化の創造により、心豊かな人づくりと、活力のあるまちづくりを推進します。ここに森林と人とのより豊かな関係を築きつつ、自然と都市機能とが調和するまちの創造をめざし、「森林文化都市」を宣言します。」というものです。

また、本市における住宅需要の高まりにあわせ、住宅地として開発された美杉台地区や永田台地区、工業団地や住宅地として開発された茜台地区は、それぞれ山林を切り拓き開発されたエリアです。現在(令和2年4月1日時点)、永田台地区には1,018人、美杉台地区には7,083人、茜台地区には4

85人の計8,586人がお住まいになり、茜台地区の大河原工業団地には企業誘致により28社が操業を開始し1,611人の雇用の場を創出するなど、特に税收、雇用などの面で市政運営の大きな柱の一つとなっています。

こうした開発に当たっては、森林法で定める林地開発許可制度の4つの要件である「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」を満たし、森林の持つ公益的機能が損なわれないよう行われてきたところであり、森林の働きや美しい景観等をできるだけ損なわず、開発地周辺の環境が急変しないよう、自然環境との共存・共生にも配慮されてきたところです。

また、こうした開発が行われる一方で、本市では、健全な森林を未来に向けて守り育てる森林整備にも積極的に取り組んでおります。第6次飯能市森林整備計画では、「森林機能の最適化プロジェクト」を位置付け、個人では管理が困難な条件不利地の手入れの遅れた人工林（針葉樹林）を対象に市が主体的に間伐に取り組み、針葉樹林と広葉樹林が混在する針広混交林へと森林の型（林相）を変え、水源涵養や土砂流出防備機能をはじめとする森林の持つ公益的機能の高度発揮を目指しています。

本市としては、このようなまちづくりを通して、森林文化都市宣言にある自然と都市機能とが調和するまちの創造を目指しており、これは、2015年9月に国連サミットで全会一致により採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念とも通ずるものであると確信しています。

「持続可能な開発目標（SDGs）」には、17項目の目標（ゴール）と169項目のターゲット、232項目の指標が示されており、それらの指標は、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させ、持続可能な世界を実現するための統合的取組とされています。

また、自然エネルギー、再生可能エネルギーの一つである太陽光発電施設の設置に関しましては、「飯能市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を定め、関連する部署とのネットワークを強化し、円滑かつ適切な対応に努めており、今後においても必要に応じて見直しなども図りながら、適切な指導を行ってまいります。（別紙10「飯能市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を参照。）

7 総括（まとめ）

約20億円という多額の費用をかけて買い戻す阿須山中の利活用方策については、市議会での今までのご意見、ご提案、ご議論の趣旨を鑑みるとともに、「消滅可能性都市」から脱却し、「発展可能性都市」へ、そして「発展都市」へ向かい地方創生の取組を推進している本市の現状からすれば、何らかの利活用方策を検討する時期であったと考えています。

しかし、埼玉県ふるさと創造貸付金を利用して買い戻しているとはいえ、本市の将来の財政負担を鑑みると、貸付金の元利償還を行いつつさらなる多額の公費負担（財政出動）を前提とする利活用方策については考えにくい状況にあると言えます。

このような観点から考えると、本市の市有資産を民間事業者に貸し付けて、民間活力により地方創生を推進していくといった取組は、大変、有効な取組であります。

本市の今回の取組は、決して自主財源の確保を最優先にしたものではなく、あくまでも本市の地方創生に資する取組であることから、仮に太陽光発電施設を建設し売電収入の一部を本市に納付することのみの提案であったとすれば、選定することはありませんでした。

今回の最優秀提案事業は、あくまでもサッカーを通じてこの飯能の地から世界に通用する選手を育成すること、サッカーを通じた青少年の健全育成であることが目的であり、そのためには選手育成の場となるサッカーグラウンドの建設が必要であり、その建設費用、将来にわたる事業の安定継続に必要な財源を自ら生み出し確保するための手段として、太陽光発電施設を建設して売電収入を得ることとしているものです。

自然保護、環境保護と地方創生、青少年の健全育成を秤にかけることはできませんが、本市を持続可能な社会としていくためには、本市全体で総合的に判断する必要があり、本市が「消滅可能性都市」から脱却し、「発展可能性都市」へ、そして「発展都市」へと向かい地方創生を実現させるためには、本事業を実施していく意義が十分にあると考えています。

こうした本市の考えを是非ともご理解いただきたいと存じます。

【質問 1】

阿須山中（17ha の山林）は、平成 24 年度から使用目的を「自然公園」として、20 億円の税金を投入して取得している市有地、いわば市民の共有財産です。

当初の使用目的から大きく変更になる「阿須山中土地有効活用事業」については、その事業内容や周辺地域に与える影響や生態系調査の報告書等、地域住民だけでなく、所有者である私たち市民に十分な説明をするべきです。県担当課長からは「事業者任せにするのではなく、最終的には飯能市が責任となる」との回答を得ています。埼玉県林地開発許可が下りる前に飯能市が責任をもって実施するべきです。広報はんのう、などでの事前周知の上、市民説明会を開催してください。また、それはいつになりますか。

【回答 1】

阿須山中土地有効活用事業につきましては、本事業による公募を実施する前に、まずは地元である阿須自治会に対しまして、自治会長等を通じてご説明に上がり、ご理解をいただいております。その上で、市民の皆様のご代表である市議会議員の皆様に対し、市議会議長を通じて、文書により公募を開始することについてご報告し、併せて地元報道機関、所沢記者クラブ所属報道機関に記者発表するとともに、市ホームページにて広く市民の皆様にお知らせしました。また、このことについては、市議会の平成 29 年 12 月定例会での一般質問においても取り上げられました。

また、公募による最優秀提案事業者の選定結果についても、市議会全員協議会でご報告し、その後に定例記者会見、市ホームページにて広く市民の皆様にお知らせしました。

その後も、市議会全員協議会が開催されるたびに（この間 8 回開催。）、毎回、本事業の進捗状況等について、最優秀提案事業者から報告いただいた内容を基に、市議会議員の皆様にお知らせし、ご質問にもお答えさせていただきました。また、市議会定例会においても、再三、一般質問、議案質疑等で取り上げられ、その都度ご答弁申し上げ、市議会議員の皆様にご理解いただけるよう努めてまいりました。

一方、最優秀提案事業者においては、地元自治会、近隣住民の皆様に対して、複数回説明会を開催し、地元住民等の皆様のご意見に対し真摯に耳を傾けるとともに、丁寧に説明し、ご理解をいただいております。

このように、本市としましては、市民の皆様のご代表である市議会議員の皆様に対し、ご説明申し上げるとともに、市ホームページ、報道等により広くお知らせしながら本事業を進めてきているところです。

今回、貴会より市民説明会を開催していただきたいとのご要望をいただきま

したが、まずは、今回の貴会への回答をご覧いただきご理解いただきたく存じます。

なお、質問中に「県担当課長からは「事業者任せにするのではなく、最終的には飯能市が責任となる」との回答を得ています。」との一文がありますが、市では、これが事実であるかについて埼玉県に問い合わせたところ、当時、相手方から「市が状況を把握している状態ではないと捉えており、無責任と感じているがどうか。」と問われたのに対し、県担当課長は「市の方で責任をもって事業計画をきちんと掴まれるべき。」と回答していることを確認しており、質問中にあるような回答を行った事実はないことを確認しております。

【質問 2 - ①】

事業内容についてお伺いいたします。土地利用の制限として、「葬祭場等に類する多数の人が集まる施設、墓地・霊園（ペット霊園を含む）、宗教施設のほか、近隣住民との調整や周辺環境への影響を考慮すると実現が困難と想定される事業の用途は認めない」としています。しかし、35万立米もの切り土、盛り土を行うことは、「周辺環境への影響を与えることから実現困難」な用途に該当するのではないのでしょうか。お考えをお尋ねします。

【回答 2 - ①】

本市内における開発行為の施行に関し、開発指導の基準を定めた飯能市開発行為に関する指導要綱においては、墓地や産業廃棄物処理施設の設置を原則として認めておりません。

公募要領における土地の利用制限については、法律や県条例、許可基準は当然のこと、市の開発指導要綱などにも照らし、許可されない、認められない施設や事業は、公募要領により提案してきた場合、認められるものではないことを明言したものです。

過去の市議会でのご質疑等においても、阿須山中を墓地、霊園として活用するという趣旨のご提案もございましたが、法令や開発指導要綱等に照らし霊園建設は困難とのお答えをさせていただいております。

一方、開発指導要綱では、盛土等の造成工事を実施する際に、対象地の周辺を含む安全の確保のほか、防災上安全な設計や工事の施工、関係する法令等の順守等を求めています。盛土等自体を禁じているものではありません。

【質問 2－②】

山を切り崩して行う、メガソーラー発電事業が近年、豪雨・台風等により大量の設備が崩壊しています。全国の実態や水質汚染等が懸念され、危険性が予測されます。このことについてのお考えをお伺いします。

【回答 2－②】

本事業におきましては、当然のことながら土砂災害や急傾斜地についての関係法令の基準を満たした設計とし、また施工の際にも同法令を順守するよう、事業者に対し適切な指導を行うなど、本市といたしましても、事業の進行管理を行ってまいります。

【質問 3－①】

提案に当たっての基本的な考えについて伺います。

この事業が、「地方創生に向けた取組みである提案」としている点について「仕事を作り、安心して働けるようにする」となっていますが、この事業により、具体的にどのような仕事生まれ、何人程度の雇用が見込まれると考えていますか。概算で結構ですのでお示してください。

【回答 3－①】

本市は、少子高齢化の進行や長引く人口減少が続く中、平成26年5月に「日本創成会議人口減少問題検討分科会」の報告書において「消滅可能性都市」に位置付けられたことなども踏まえ、平成27年3月に独自の「飯能市地域創生プログラム」を策定、また平成28年3月には、まち・ひと・しごと創生法に基づく「飯能市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生を推進してきています。本市の地方創生は、その基本理念を「人口減少を克服し、賑わいと活力ある飯能市を創造する」とし、多くの市民の皆様のご協力のもと、政策間連携、地域間連携、民間活力や資本の誘導と連携などの取組により人口社会増への転換、入込観光客数の大幅な増加などの成果を上げてきているところです。

そのような中、本事業は、「阿須山中を本市の貴重な資産とみなし、民間活力による土地利用計画の提案を幅広く求め、優れた土地利用計画を提案する事業者に対し当該土地を貸し付けることで、新たな財源の確保や財政負担の軽減を図りながら本市の地方創生の取組をさらに推進する」ことを目的としたものであることから、提案に当たっての基本的な考え方において、「地方創生に向けた取組

である提案」を位置付け、審査の基準においても本市の地方創生につながる提案を求めたものです。

ご質問の「仕事を作り、安心して働けるようにする」の記載は、地方創生の推進が様々な分野の政策を総動員して政策間連携のもと短期的な視点だけでなく長期的視点も含めて取り組むことが求められることも踏まえ、地方創生の考え方について、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」の「各分野の施策の推進」の施策の一つとして、また、直接的な雇用の創出のみならず、市内調達による仕事づくりなども含めた項目として、審査項目の中の一つにも位置付けてあるものです。（別紙11「阿須山中土地有効活用事業者公募要領抜粋」を参照。）

【質問3-②】

「時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」具体的な事業の主なものは、

ア、移住及び定住の促進に資する事業

イ、観光の振興、農林水産業その他の産業の振興に資する事業

ウ、その他、飯能市が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

となっておりますが、今回建設予定のサッカー場のどの点が、ア、イ、ウに該当するとお考えでしょうか。その理由もお聞かせください。

【回答3-②】

ご質問に関する公募要領の記載は、地方創生の概念、考え方について、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」の「各分野の施策の推進」に位置付けられている施策と具体的な事業の主なものを例示したものです。そのため、事例として記載した4つの事業のいずれかに該当しなければならないというものではありません。

地方創生の推進は、様々な分野の政策を総動員して政策間連携のもと短期的な視点だけでなく長期的視点も含めて取り組むことが求められます。

そうした視点からあえてお答えするとすれば、（ア）については、サッカースクール参加者及びその家族の移住定住、（イ）については、世界的サッカークラブの商標等と地場産品のタイアップによる産業振興、（ウ）については、世界的サッカークラブのノウハウを生かしたサッカー事業を通じた児童・生徒等の人材育成や郷土愛の醸成、サッカースクールが実施されることによる市の認知度、イメージアップなど、シティプロモーションなどにも資するものと考えております。

【質問 4-①】

「安定した持続可能な運営」について伺います。

太陽光発電による売電価格は年々下がり続けています。パネルの設置場所は北向き斜面であり想定発電量：10.2MWは期待できないと思います。

近年、太陽光発電関連事業者の倒産件数は2014年から5年連続で増え続けています。使用済太陽光パネル装置が経営破綻により、放置されたままの太陽光パネルの残骸が処分できず産業廃棄物となっていることが全国各地で大問題となっています。パネルの処分対策まで、対策可能か審査したうえでの事業者決定でしょうか。お伺いします。

【回答 4-①】

パネルの処分対策まで対策可能か審査したうえでの事業者決定か、とのことにつきましては、提案審査の基準の「持続可能な管理運営」などの審査項目に基づき事業体制や収支計画などについて審査したところです。

なお、本事業は経済産業省による「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」による事業認定（太陽電池の合計出力：約10.2MW、発電出力約6.4MW）を受けた事業であり、パネルの処分費用についても同省に提出した「事業計画認定申請書」の中で、パネルの撤去・処分費用を想定した上で積立を行い、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額などについても位置付けているところです。

事業者が経済産業省に提出した「事業計画認定書」の撤去・処分費用に係る積立計画の記述については市でも確認しており、問題はないものと考えております。

【質問 4-②】

「安定した持続可能な運営」をするに値する資本力のある業者審査項目 オ：経営健全事業者加点が、A社：一般社団法人飯能インターナショナルスポーツアカデミーは、0点。B社は、82.5点であり、B社が経営面では優良であると判断されています。にもかかわらず、A社：一般社団法人飯能インターナショナルスポーツアカデミーが持続可能な運営ができると判断した合理的な理由について説明してください。

【回答 4-②】

公募については、応募できる主体は法人又は法人グループとしております。株式会社といったいわゆる営利法人のみならず、社団法人、公益法人、財団法人など様々な法人、法人グループを対象としており、それぞれの自らの創意工夫、ア

アイデアを生かし、地方創生に資する事業を提案いただくことを求めておりました。

今回の審査においては、まず応募していただいた提案内容についてA社とB社はどちらが優れているかといったように、他の応募者からの提案内容を比較して審査をしたわけではありません。次に経営事業者健全加点については、応募に際して、「経営が健全性を欠くと認められる者（直近3年間の決算が債務超過、純損失、キャッシュフロー赤字の全てに連続して該当する状況）は応募することができない」こととし、一定の応募制限をかけていることから、その応募制限をクリアした事業者に対し、その財務状況に応じて加点する審査項目として設定したものです。経営健全事業者加点も含め、提案内容やその実現性など総合的に審査し、より高い評価点であったものが選定されたものであり、経営健全事業者加点だけで選定が行われたわけではありません。

【質問4-③】

土地賃貸借料について伺います。

今回決定の賃借料：月額100,000円は市が提示した最低賃借料：月額71,660円を超えていますが、「阿須山中土地有効活用事業 事業者 審査表」によるとB社の提示は市の提示額の2倍以上です。にもかかわらず、A社：一般社団法人飯能インターナショナルスポーツアカデミーを選定した理由をお伺いします。

【回答4-③】

今回の審査項目の一つとして、土地賃借料を掲げております。最低賃借料をお示しし、この最低賃借料を下回る場合は失格とし、最低賃借料を上回る額の状況によって加点することとしました。今回提案をいただいた2社とも最低賃借料を上回り、提案賃借料によってそれぞれ差がありますが加点がなされております。この土地賃借料も含め、提案内容、実現性など審査を行い、総合的評価として最も評価が高かった者を最優秀提案事業者として選定したものです。

賃借料の高低は、評価の1項目ではありますが、事業内容を総合的に評価し、選定されたものであり、本市の土地を有料で貸し出すことによる自主財源の確保を最優先したわけではなく、あくまでも本市の地方創生に資すると判断した提案を選定したものです。

【質問 4－④】

「活用条件」「原状回復」についてお伺いします。

原状回復「事業者は、賃貸借期間が満了したとき、契約が取り消されたとき又は6カ月前までに賃貸借の辞退を申し出た場合、本市が現状のまま返還することを承認した部分を除いて、賃貸借前の状態に回復して返還してください。」とありますが、免除するとはどういう内容なのか、具体的な例でお示してください。

【回答 4－④】

「本市が現状のまま返還することを承認する」場合の例として、賃貸借期間満了等の時点における土地の形状等（現状）が、当該地におけるその後の土地利用を考えた上で適している場合などが考えられます。

【質問 4－⑤】

この事業は35万立米もの切り土、盛り土で造成工事をするとのことですが、事業継続が困難になった場合、原状回復できるのか、お伺いします。

【回答 4－⑤】

事業の実施に当たって、事業の継続を行うことができるよう、事業の承継者をあらかじめ定めることとしています。当然、事業を承継する者に対しては、事業を行う権利だけでなく、責任と義務もあわせて承継されます。最優秀提案事業者による事業継続が困難となった場合、事業と事業者としての責任、義務は承継されますので、本市と最優秀提案事業者の間での取り決めは実行されるものです。

【質問 5】

対象の土地の近隣住民、周辺自治体に配慮することについて伺います。

阿須山中に近隣する、入間市、青梅市、宗教法人立正佼成会では、加治丘陵の自然保全に努めています。加治丘陵一体は、貴重な自然の宝庫であり、教育委員会の「はんのう お宝スポット」にも掲載されています。生態系調査は必須と考えられるので、当然行っていると思います。その調査結果の公開をお願いします。

【回答 5】

「はんのうお宝スポット」は、市内にある歴史や自然、習俗等を市民の皆様に紹介することを目的に年1回発行しているものです。市内に自生する植物についても取り上げており、加治丘陵の植物については平成25年の第8号で紹介

をしています。

本事業につきましては、提案事業の公募に際し「提案事業の実施に必要な手続等については、事業者自らの責任及び費用負担により行うこと」としておりますが、対象となる土地の地積が約17haで環境影響評価制度の対象外ということもあり、事業者の公募当初より、環境調査を行うことは想定しておりません。本市としては、自然と都市機能が調和したまちの創造を目指すとした森林文化都市宣言の趣旨を踏まえ、当該用地の近隣住民や周辺自治体といった地域との調和に努めてまいります。

【質問6】

天然芝のサッカーグラウンドを設置するそうですが、適切な施設維持管理のために薬剤を使用する場合について伺います。それらが環境へ及ぼす甚大な影響とは、どのようなものが考えられますか。また、使用する薬剤と名称と使用方法を調査の上、お示してください。

【回答6】

事業者がサッカーグラウンドに採用する予定の芝は、アメリカ合衆国でアメリカンフットボールグラウンドやゴルフ場で採用されている天然芝です。

その特徴は、踏圧、寒暖差、水に強いということです。国内の競技場やゴルフ場で主に使用されている芝と比べて、スパイクシューズを使用してもほとんど剥げることはなく、例えば河川敷のグラウンドが河川の増水の影響で水没したり、泥が堆積してもダメージが少ないと評価されています。

この芝のメンテナンスは、ライセンスを有した専門業者が行い、現段階では月に1回程度を予定していると伺っております。

サッカーグラウンドの天然芝のメンテナンスにおいて使用する薬剤は、稲作でも使用されているオキサジアルギルが予定されており、年1回程度、安全基準や適正な使用方法を順守し、水で希釈した薬剤を噴霧する方法を計画しているとのことです。

【質問 7】

「森林文化都市」を標榜する飯能市が制定した「第 6 次飯能市森林整備計画」の中で 60 年かけて進めようとしている、混交林の育成。そのモデルともなる「阿須山中」の森林を取得目的の「自然公園」と真逆のサッカー場と付属のメガソーラー発電施設を作るために 35 万 m³の土砂移動を伴うこの造成工事は、「森林の利活用」を考慮したとしても飯能市が行う事業としては無理があると思います。この事業と「森林文化都市」及び「飯能市森林整備計画」との整合性はどの様に考えておられるのか、お伺いします。

【回答 7】

まず、森林文化都市宣言は、本市が古くから緑と清流に恵まれた地域であり、森林と人とが豊かな関係を築き、特に林業とともに「まち」を発展させ、人々の暮らしを豊かにしてきた歴史を踏まえ、環境との調和や資源の循環利用を生活の中で生かしていくことが求められる時代にあって、新たな森林文化の創造により、心豊かな人づくりと活力あるまちづくりを推進し、自然と都市機能が調和したまちの創造を目指し、宣言したものです。

次に、飯能市森林整備計画は、戦後の拡大造林から 60 年が経過し、人工林面積（11,921 ha）が森林面積（14,569 ha）の 82%を占める本市において、成熟した森林資源を適切に利用するため、木材生産機能の向上を図るとともに、林業の低迷とともに管理が行き届かなくなり、荒廃した森林が道路や家屋への日照障害といった地域住民の生活環境を悪化させる原因となっている現状を踏まえ、水源涵養、土砂災害防止などの森林の持つ公益的機能を重視した森林づくりを進めることを目的とした計画で、自然保護を目的とするものではありません。また、環境や観光、健康づくりやスポーツ等の新たな産業のフィールドとして利活用するような、森林を森林以外の用途に転用する開発行為を否定するものでもありません。

現在、本市では、旧名栗村と合併した平成 17 年以降、少子高齢化、人口減少が続く中、「消滅可能性都市」から脱却し、「発展可能性都市」、そして「発展都市」へと飛躍し、地方創生を実現しようとして取り組んでいるところです。

自然保護、環境保護と地方創生、青少年の健全育成を秤にかけることはできませんが、本市を持続可能な社会としていくためには、本市全体で総合的に判断する必要があります。今回の事業は、本市が「発展都市」へと飛躍し、地方創生を実現するため、民間事業者により森林法をはじめとする諸法令等を順守した上で、新たな森林の利活用の形として提案・計画されたものであることから、市では本事業を実施する意義は十分にあるものと考えています。